

第23号書式（第29条）

阪航工契 295 号

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件 名 長崎空港誘導路中心線灯改良その他工事

開札年月日 令和2年11月18日（落札決定日 令和2年11月19日）  
令和2年11月19日

入札執行官署 大阪航空局

落札金額 ￥45,650,000 -

落札者 中央工営株式会社

予定価格 ￥46,134,000 -

積算額 ￥46,134,000 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥41,940,000 -

調査基準価格 ￥42,031,000 - 調査基準価格の100/110 ￥38,210,000 -

基準評価値 238.435

第11回見積 成立

入札参加者	評価点 (満点120点)	第1回入札			第2回入札			摘要
		入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	
中央工営株式会社	-	48,500,000	-	-	47,500,000	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。  
※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）  
※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。  
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)） 「見積徴取の経過」

件 名 長崎空港誘導路中心線灯改良その他工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点  (満点120点)	第 1 回見積徴取			第 2 回見積徴取			第 3 回見積徴取			第 4 回見積徴取			第 5 回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
中央工営株式会社	—	46,500,000	—	—	46,000,000	—	—	45,500,000	—	—	45,000,000	—	—	44,500,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点  (満点120点)	第 6 回見積徴取			第 7 回見積徴取			第 8 回見積徴取			第 9 回見積徴取			第 1 0 回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
中央工営株式会社	—	44,000,000	—	—	43,500,000	—	—	43,000,000	—	—	42,500,000	—	—	42,000,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点  (満点120点)	第 1 1 回見積徴取															摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値													
中央工営株式会社	110.0	41,500,000	265.060	○													成立

※ 第2回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

